

長野県では、障がい者雇用の促進のため、
事業税の減税制度を実施しています。

雇用障がい者数に応じて
減税額の上限があります

1人以下 : 50万円
1人超2人以下 : 75万円
2人超 : 100万円

特例期間内^(※)に

新たに障がい者を雇用した場合

事業税を

3年間、9/10 減税

します。

※特例期間：平成31年4月1日～令和10年3月31日まで

事業税の減税制度(不均一課税)の概要

対象となる事業者(法人・個人事業主)の要件

- 常時雇用する労働者数が100人以下であること
 - 特例期間内に、新たに障がい者を雇用し、
3か月以上継続雇用していること
 - 法定雇用率を達成していること
 - 県税の未納がないこと
 - 事業主都合による解雇をしていないこと
 - 当該事業年度(年)において「障がい者雇用はじめの
一歩応援助成金」の交付を受けていないこと
- など

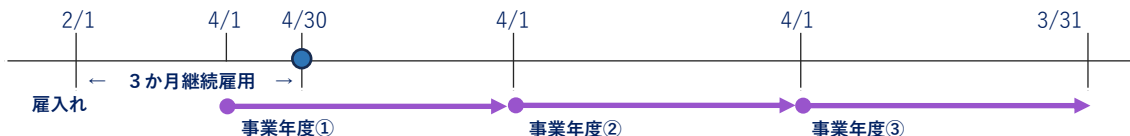
対象となる雇用障がい者の要件

- 特例期間内に雇用されていること
 - 長野県内に住所があること
 - 長野県内の事業所等に勤務していること
 - 雇用保険の一般被保険者であること
(重度身体障がい者、重度知的障がい者、精神障がい者の場合は、週の所定労働時間が10時間以上であること)
 - 継続して3か月以上勤務していること
- など

減税の対象となる事業年度(年)

- 対象となる障がい者を雇用してから起算して3月を経過する日の属する事業年度(年)から3年間
(ただし、各事業年度(年)においても、3か月以上継続雇用している必要があります。)

例) 事業年度が4月1日～3月31日で、2月1日に障がい者を新たに雇用した場合



Q 常時雇用労働者の数え方は？

A 雇用保険の被保険者（障がい者を含む）について、週の労働時間が30時間以上の場合は1人につき1カウント、20時間～30時間未満の場合は1人につき0.5カウントします。減税を申請する事業年度(年)の、各月末日時点の人数を平均して算出します。

例) 事業年度 4月1日～3月31日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①一般(30H～)	98	101	100	100	98	98	98	98	98	97	99	99
②短時間(20～30H)	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2
計 (①+②×0.5)	99.5	102.5	101.5	101.5	99.5	99.0	99.0	99.0	99.0	98.0	100.0	100.0

各月末時点の常用雇用労働者の合計 1198.5人 / 12か月 = 99.875人
▶100人以下なので申請可能です。

Q 対象となる雇用障がい者の数え方は？

A 下表のとおりカウントします。減税を申請する事業年度(年)の、各月末日時点の人数を平均して算出します。

週の労働時間 障害種・程度	一般 (30H以上)	短時間 (20～30H)	特定短時間 (10～20H)
重度(身体・知的)	1人を2カウント	1人を1カウント	1人を0.5カウント
重度以外(身体・知的)	1人を1カウント	1人を0.5カウント	—
精神	1人を1カウント	1人を1カウント	1人を0.5カウント

例) Aさん(重度、身体障害、一般)、Bさん(重度以外、知的障害、短時間)、Cさん(精神障害、短時間)を雇用した場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A重度(身体)・一般			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
B重度以外(知的)・短								1	1	1	1	1
C精神・短											1	1
計(A×2+B×0.5)	0	0	2	2	2	2	2	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5

Cさんは、対象の事業年度で3か月未満の雇用なので、対象外になります。各月末時点の対象となる雇用障がい者の合計 22.5人 / 12か月 = 1.875人
▶ 1人超2人以下 減税額75万円が上限となります。

Q 「障がい者雇用はじめの一步応援助成金」とは？

A 事業者がはじめて(※)障がい者を雇用した場合に50万円を助成する制度です。

※ 過去1年間障がい者を雇用したことがなかった場合

助成金を受けた事業年度(年)は、減税の適用外です。

ただし、その後も継続して当該障がい者を雇用し続けていれば、2年目、3年目に減税の適用を受けられます。

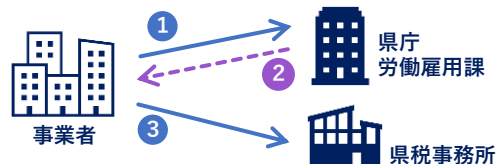
はじめの一步応援助成金
詳しくはこちらから
ご覧ください。



長野県HPトップ
→〔仕事・産業・観光〕→〔労働・雇用〕→〔雇用対策〕
→〔障がい者雇用はじめの一步応援助成金〕

Q 手続きの流れや申請期限は？

A 手続きは2段階あり、それぞれ申請先が異なります。



①「事業税不均一課税適用要件確認申請書」等を、県庁の労働雇用課へ提出します。

【申請期限】法人：事業年度終了の日から30日以内
個人：個人事業税の前期分納期限前7日まで

②「事業税不均一課税適用要件確認結果通知書」を受領します。

③「不均一課税申請書」等を、管轄の県税事務所に提出します。

【申請期限】法人：法人事業税の申告期限まで
個人：個人事業税の前期分納期限まで

その他の要件や申請書類、申請方法について等、詳しくは長野県公式HPをご覧ください。

長野県HPトップ → 〔仕事・産業・観光〕 → 〔労働・雇用〕 → 〔雇用対策〕 → 〔障がい者の雇用に取り組む事業者を応援しています(減税制度のご案内)〕

お問い合わせ先

〈要件確認申請について〉

長野県産業労働部労働雇用課

〒380-8507 長野市大字南長野字幅下692-2

☎ 026-235-7201 (直通)

※受付時間 平日9時00分～16時30分

🌐 <https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/rodo/shuro/31shougaihashagennzei.html>



〈不均一課税申請について〉

管轄の県税事務所にお問い合わせください。

東信県税事務所	〒385-8533 佐久市大字跡部65-1	0267-63-3139
南信県税事務所	〒396-8666 伊那市荒井3497	0265-76-6807
中信県税事務所	〒390-0852 松本市大字島立1020	0263-40-1908
総合県税事務所	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1	026-234-9507
県庁税務課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7046

※受付時間 平日9時00分～16時30分